

令和3年版 再犯防止推進白書 (概要)



令和3年12月

法 務 省

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における課題と対策

受刑者の処遇や出所後の立ち直りへの取組

第1章・コラム1・コラム8

● 受刑者の処遇における課題と対策

課題

- ・矯正施設は、限られた空間の中で集団処遇を実施しているため、3つの密の条件が重複
→施設内で感染症が発生した場合の感染拡大リスクが大きく、対策が必要
- ※刑事施設における感染者数（令和3年9月末日時点）
職員：307名 被収容者：434名 患者クラスター（集団）認定された施設：10施設

対策

「矯正施設感染防止タスクフォース」を設置し、
感染症対策のためのガイドラインを策定

- ・職員による状況に応じた個人防護具の装着
- ・入所時から2週間、単独室における検温・健康観察
- ・感染発生時のシミュレーション訓練の実施



感染者隔離の訓練の様子

● 刑務所出所者等の就労における課題と対策

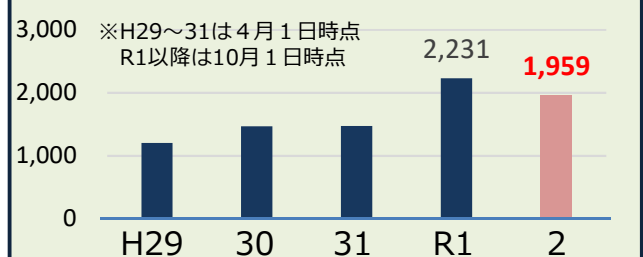
課題

保護観察終了時に無職である者の数は、前年から大きく増加

	保護観察終了者	無職である者
H28	31,827	6,866 (22.1%)
年 29	29,649	6,360 (21.9%)
30	27,994	5,779 (21.2%)
次 R1	26,184	5,444 (21.3%)
2	24,844	6,075 (25.0%)

課題

協力雇用主に実際に雇用されている刑務所出所者等数は、前年から減少



対策

新たな協力雇用主の開拓・確保や、協力雇用主の活動に対する支援の充実

● 民間協力者の活動における課題と対策

○ 保護司、篤志面接委員や教誨師

課題 感染症対策のため、面接や教誨等の実施が困難に

対策 飛沫防止用のパーティションの設置や定期的な換気により対応

○ 更生保護女性会やBBS会

課題 「密」を避けるため、行事の開催や交流機会の確保が困難に

対策 感染対策をとりやすい屋外での行事等にシフト



パーティションを隔てた面接の様子
(篤志面接委員)

コロナ禍における社会貢献のための新たな取組

施策84・コラム12

● 刑事施設における医療用ガウンの製作

令和2年5月から42庁の刑事施設において、約140万着の医療用ガウンを製作し、全国の医療従事者に届くよう、都道府県に納品

● 少年院におけるマスクの製作

複数の施設の在院者がマスクを製作し、社会福祉法人や民間協力者に寄贈




刑事施設での医療用ガウン製作の様子

特集 1 満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて

2年以内再入率について、満期釈放者（23.3%）は仮釈放者（10.2%）より**2倍以上高く、満期釈放者の再犯対策が喫緊の課題**

⇒ **仮釈放に向けた取組、満期釈放者への継続的な支援が必要**

仮釈放に向けた取組	満期釈放者への継続的な支援
<h3>満期釈放となる背景</h3>	<h3>満期釈放者のニーズ</h3>
<p>満期釈放者の約9割は仮釈放申出がなされておらず、その主な理由は「住居調整不良」及び「行状不良」</p>	<p>満期釈放者の約7割に精神・身体上の配慮が必要（※） <small>※令和2年5月及び6月に刑事施設から満期釈放となった者（1,289人）を対象とした調査</small></p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="127 694 383 1030"> <p>満期釈放者 (7,728人)</p> <p>仮釈放申出あり 12.9%</p> <p>仮釈放申出なし 87.1%</p> </div> <div data-bbox="399 694 766 1120"> <p>仮釈放申出がなされなかった理由（複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居調整不良 (4,400) 62.5% 行状不良 (2,342) 33.2% 暴力団離脱意志なし(544) 7.7% その他 (2,177) 30.9% </div> </div>	<p>精神・身体上の配慮が必要とされなかった者 27.2%</p> <p>精神・身体上の配慮が必要とされた者 72.8%</p>
<h3>受刑中の取組</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住地が定まらない受刑者に助言・指導を行うなど、<u>住居確保のための支援等</u>を実施 ・ <u>行状不良が目立つ受刑者の問題を改善するため、心理学等の専門的知識及び技能を有する調査専門官がカウンセリング等</u>を実施 	<h3>受刑中の取組</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉専門官や社会福祉士等により、高齢又は障害のある満期釈放予定者が、満期釈放後に必要な福祉的支援を利用できるよう調整
<p style="text-align: center;">仮釈放へ</p>	<h3>出所後の取組</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>更生緊急保護</u>により、保護観察所と関係機関等が連携して継続的な支援を実施 

刑事手続終了後を含めた“息の長い支援”の取組

地方公共団体
民間協力者

- ・ 岩手県における取組
→ 矯正施設在所中から、地域生活定着支援センターが出所後の生活に必要な福祉サービス等への調整を開始
- ・ 千葉県における取組
→ 独自に設置した中核地域生活支援センターが地域の福祉サービス等へ調整
- ・ 福井県更生保護センターによる社会復帰支援
→ 刑事手続終了後も刑務所出所者からの就労相談等に対応
- ・ 「花の木農場」（鹿児島県）における農福連携を通じた就労・住居の確保
→ 刑務所出所者を農場で受け入れ、社会復帰を促進



特集2 京都コンgres

京都コンgres開催の意義

- ・ 犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、令和3年3月に京都で開催
- ・ 「京都宣言」の交渉過程において、「誰一人取り残さない社会」の理念を背景に、国際社会において再犯防止を推進すべきとの合意が形成
- ・ 採択された京都宣言において「再犯防止のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進」等が明記



京都コンgres開会式の様子

京都コンgresにおける再犯防止

ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

- ・ 犯罪者の社会への再統合に向けて、刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境を確保することが重要であることを確認
- ・ 「再犯防止国連準則」の策定を提案



ワークショップの様子

世界保護司会議

- ・ 更生保護に携わる世界各国の地域ボランティアと実務家が一堂に会する初の国際会議
- ・ 保護司を始めとする地域ボランティアの有用性や、保護司制度（“HOGOSHI”）を世界に広めていくための方策等について議論
- ・ 議論の成果として、「京都保護司宣言」を採択



保護司による発表の様子

女性犯罪者の再犯防止と社会復帰

- ・ 策定後10周年を迎えた「バンコク・ルールズ」の内容を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止と社会復帰をテーマに、各国における優れた実践や課題を共有



サイドイベントの様子

法務省政策提案ワークショップ

- ・ 国内で行われた「犯罪・非行からの立ち直り」をテーマとしたアイデアソンにおいて選ばれた政策アイデアについて、発案した学生グループから発表
- ・ 既存の枠にとらわれない、学生による自由な発想を忌たなく発信



学生による発表の様子

再犯防止分野におけるS I Bの課題と可能性

- ・ 法務省が令和3年から行う「再犯防止」に関するソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）事業（日本政府が主体的に取り組むS I B事業としては初の取組）を紹介
- ・ 海外の有識者から、諸外国におけるこれまでの取組を踏まえたS I Bの課題や意義を紹介



サイドイベントの様子

京都コンgresの成果と今後の展望

- ・ ワorkshopで提案された「再犯防止国連準則」（通称「京都モデルストラテジー（仮称）」）の策定を始めとした成果展開（レガシー）
- ・ 令和3年5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（ウィーン）において、再犯防止国連準則の策定プロセスを進めるための決議案が全会一致で採択されるとともに、再犯防止をテーマとしたサイドイベントを開催

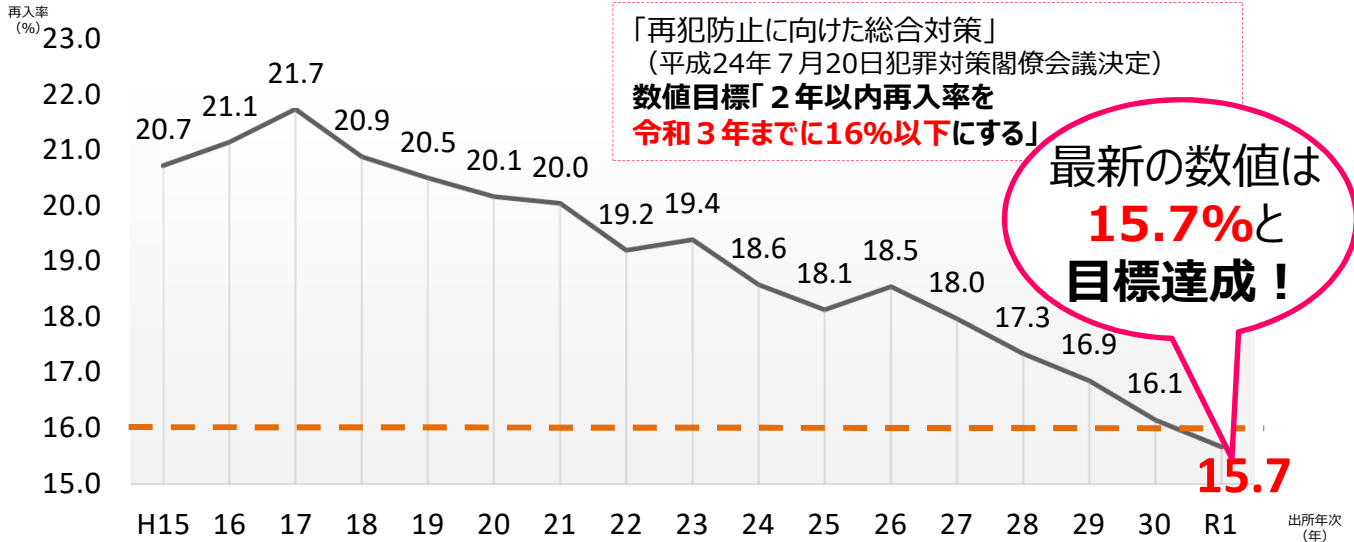
→令和5年又は令和6年に「再犯防止国連準則」の採択を目指す

第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

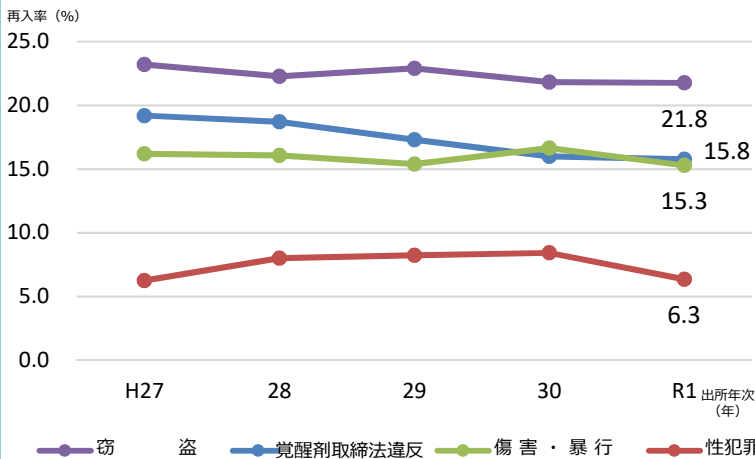
再犯の防止等に関する施策の成果指標・参考指標

成果指標：出所受刑者の2年以内再入率の推移（※1）

（※1）2年以内再入率：出所年を含む2年間で受刑のために刑事施設に再入所した者の割合



主な罪名別の2年以内再入率の推移



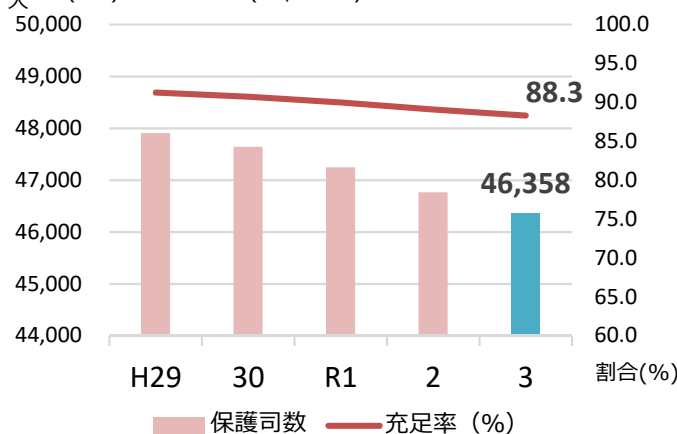
出所事由別2年以内再入率（2年以内再入者数）

	満期釈放者	仮釈放者
H27	27.2 (2,709)	11.2 (1,516)
H28	25.6 (2,470)	11.3 (1,501)
H29	25.4 (2,348)	10.7 (1,364)
H30	24.2 (2,114)	10.4 (1,282)
R1	23.3 (1,936)	10.2 (1,189)

その他の参考指標

保護司数及び保護司充足率（※2）

（※2）充足率：定数(52,500人)に対する保護司数の割合



薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

年度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数(割合)
H28	7,501	333 (4.4)
H29	7,569	393 (5.2)
H30	7,717	527 (6.8)
R1	8,096	566 (7.0)
R2	8,549	613 (7.2)

第2章 就労・住居の確保等のための取組

就労の確保等

- **就職に向けた相談・支援等の充実**
 - ・ 総合的就労支援対策の実施、コレワークの活用
- **協力雇用主の活動に対する支援の充実**
 - ・ 身元保証、刑務所出所者等就労奨励金の支給
- **一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保**



広島刑務所におけるコグトレの受講風景

コラム：広島大学と連携したコグトレによる就労移行準備指導の取組

住居の確保等

- **矯正施設在所中の生活環境の調整の充実**
 - ・ 調整を行う保護観察官を11庁の刑事施設に駐在
- **更生保護施設等の一時的な居場所の充実**
 - ・ 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実
 - ・ 更生保護施設退所後のフォローアップ支援の充実
- **地域社会における定住先の確保**
 - ・ 刑務所出所者等の住まい確保に向けた関係省庁の連携



更生保護施設の処遇の様子

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者又は障害のある者等への支援等

- **関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実**
 - ・ 高齢者又は障害のある者等に対する指導の充実
 - ・ 地域の支援ネットワーク構築の推進等の多機関連携
- **高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施**
 - ・ 地域生活定着支援センターによる被疑者等支援業務の開始



入口支援におけるケア会議の様子

コラム：山形市社会福祉協議会における入口支援のアドバイザー業務

薬物依存を有する者への支援等

- **刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等**
 - ・ 矯正施設、保護観察所における再犯リスクを踏まえた指導プログラム等の実施
- **治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実**
 - ・ 薬物依存症治療の専門医療機関の選定
 - ・ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進



藤岡ダルクにおけるアセスメント面談の様子

コラム：藤岡ダルクでの新しい取組

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- **児童生徒の非行の未然防止等**
 - ・少年鑑別所における心理相談等の実施
- **非行等による学校教育の中断の防止等**
 - ・矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施、指導体制の充実
- **学校や地域社会において再び学ぶための支援**
 - ・BBS会等の民間協力者による学習相談・学習支援の実施



茨城農芸学院における学習支援の様子

コラム：茨城農芸学院における発達に課題を抱える者への修学支援の取組

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- **適切なアセスメントの実施**
 - ・再犯リスク等を踏まえた的確な処遇方針の策定
- **特性に応じた効果的な指導等の充実**
 - ・「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」を踏まえ矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導等を目指すプログラムへの改訂作業等
 - ・「「ストーカー」「特殊詐欺」「嗜癖的窃盗」等の類型を定めた新たな「保護観察類型別処遇要領」の策定
- **犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等**



犯罪被害者の遺品等を展示する「生命のメッセージ展」の様子

コラム：「生きがいをもった生き直し」から再犯防止へ（ワンネスグループによる支援）
コラム：「被害者の視点を取り入れた教育」の一環としての「生命のメッセージ展」

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- **民間ボランティアの確保**
 - ・「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を踏まえた地方対策本部の設置
- **民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進**
 - ・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の実施
 - ・「立ち直り応援基金」の創設
- **再犯防止に関する広報・啓発活動の推進**
 - ・“社会を明るくする運動”やオンラインを活用した広報・啓発イベント、SNSでの情報発信等の実施



FC東京と少年院在院者の交流



令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の様子

コラム：再犯防止を支える民間協力者の方々
コラム：立ち直り応援基金

コラム：社会を明るくする運動
コラム：安全安心なまちづくり関係功労者表彰

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

● 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

地域再犯防止推進モデル事業における取組と今後の対応について

事業概要

国と地方公共団体との協働により、地域社会における効果的な再犯防止に関する取組の在り方について調査・検討を進めるため、平成30年度から令和2年度までの3年間、法務省から委託を受けた36の地方公共団体において実施

取組内容

- ・ 薬物事犯者を対象とした取組を実施した団体 5団体（栃木県、旭川市等）
- ・ 性犯罪事犯者を対象とした取組を実施した団体 3団体（大阪府、福岡県等）
- ・ 非行少年を対象とした取組を実施した団体 4団体（京都府、牛久市等）
- ・ いわゆる「入口支援」を実施した団体 15団体（滋賀県、名古屋市等）

事業成果

- ・ 地方公共団体における再犯防止に関する取組のノウハウや経験の蓄積
- ・ 再犯防止に関する取組を進めるための地域におけるネットワークの構築
- ・ 地方公共団体における再犯防止に関する取組の必要性に関する意識醸成

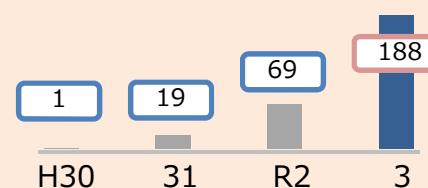
今後の対応

- ・ 地域における再犯防止の取組の好事例を全国に普及
- ・ 都道府県と市町村が連携した取組を促進するための協議会の開催
- ・ 地方公共団体における再犯防止の取組が持続可能となるための支援の検討

● 地方公共団体との連携の強化

- ・ 地方公共団体に対して、出所者情報を提供できる場合の留意点等を整理した執務参考資料を作成・配布
- ・ 矯正施設の所在自治体や都道府県・市町村ごとの会議を開催

地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数（各年4月1日時点）



第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

- 関係機関における人的体制の整備
- 関係機関の職員等に対する研修の充実等
- 矯正施設の環境整備



老朽化した刑事施設の外観の様子